（受注者→下請負者等）

北上市公契約条例に関するお知らせ

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 契約名 |  | | |
| 下請等契約名 |  | | |
| 契約締結日 | 年　　月　　日 | 下請等契約  締結日 | 年　　月　　日 |
| 受注者 | 所在地  名　称 | | |

この契約は、北上市公契約条例で定める「公契約」に該当しています。

北上市公契約条例では、以下のことが定められています。

**①受注者及び下請負者等は、公契約に携わる者として社会的責任を自覚し、労働基**

**準法、最低賃金法その他関係法令を遵守するとともに、公契約を適正に履行すること**

**②受注者及び下請負者等は、労働者等の適正な労働環境の確保に努めること**

**③受注者は、下請代金支払遅延防止法その他関係法令を遵守し、下請負者等と対等な立場における合意に基づいた適正な下請等契約の締結に努めること**

公契約に係る業務について、更に下請等の契約を締結する場合は、この文書を使用するなどして、本業務が公契約に係る業務であることを、下請等の相手方となる事業者に必ず知らせてください。

※公契約とは、市が発注する工事、業務委託その他の契約及び指定管理者と市が締

結する公の施設の管理に関する協定をいいます。